Google ビジネスプロフィール広告約款

第1条（本約款の適用及び契約の成立）

1. 本約款は、株式会社ぐるなび（以下「当社」という）が提供する第2条に定める広告サービス（以下「本サービス」という）に関して申込みを行った者のうち、当社が承認した者（以下「契約者」という）と当社との間に適用される。
2. 本約款に基づく当社と契約者との契約（以下「本契約」という）は、本サービスの利用を希望する者（以下「利用希望者」という）が、当社所定の申込書又は申込画面（以下「本申込書」という）の提出又は承認をもって本サービスの利用を当社に対し申込み、当社が当該申込みを承諾した時点で成立する。なお、当社は、かかる利用希望者の申込みを承諾しない場合であっても、その理由を通知する義務を負わない。
3. 本サービスに関し、本約款に定めのない事項については、基本約款が適用され、本約款の定めと基本約款の定めが相違する場合は、本約款の定めが優先して適用されるものとする。

第2条（本サービス）

1. 当社は、契約者に対して、本サービスとして以下の各号に掲げるサービスを提供する。
   （1） Google ビジネスプロフィールに誘導する有料広告「Google ビジネスプロフィール広告」（以下「GBP 広告」という）の販売
   （2） その他前号に付随するサービス
2. 本サービスの詳細については当社で決定するものとし、当社はこれを随時見直すことができる。また、当社の裁量によって本サービスが廃止される場合があることを契約者はあらかじめ承諾するものとする。
3. 契約者は、本サービスが当社の裁量で実施されるものであることを承諾したうえで、本サービスの利用を申込むものとする。
4. 当社は、契約者に対し、本サービスについて有用性、合目的性、一定の成果等一切の保証をしないものとする。また、掲載順位、表示回数、クリック数、コンバージョン数、来店数、売上その他成果を保証しない。

第3条（本サービスの申込条件）

Google ビジネスプロフィール登録運用代行サービスを現に利用中であることを本サービスの申込条件とする。

第4条（契約者の責任）

1. 契約者は、本サービスの利用にあたり、グーグル合同会社（以下「Google」という）が定める Google Ads 日本向け広告プログラム規約、Google 広告ポリシー、Google が定める各種ガイドライン、要件、ポリシーその他 Google 又は Google の関連会社もしくはパートナーが本サービス又は広告配信に関連して定める規約・条件等（以下「Google 関連規約等」といい、これらが変更された場合には変更後の内容を含むものとする）を遵守するものとする。
   ・Google Ads 日本向け広告プログラム規約
   https://payments.google.com/payments/apis-secure/get_legal_document?ldi=352971
   ・Google 広告 ポリシーとガイドライン - Transparency Center
   https://transparency.google/intl/ja_ALL/our-policies/product-terms/google-ads/
2. 契約者は、本サービスにおいて使用し、又は本サービスのために当社に提供する、画像、商標、ロゴ、店舗情報、商品・サービス情報、ランディングページその他広告配信に関連する情報、素材、データ及び設定内容（以下「契約者情報等」という）について、自己の責任と費用負担において、これらが真実、正確かつ最新であり、第三者の著作権、著作者人格権、肖像権、商標権、プライバシー権、名誉、信用その他一切の権利を侵害せず、かつ、法令、当社約款及び Google 関連規約等に違反しないことを保証するものとする。また、契約者は、本サービスにおける契約者情報等の使用、複製、公衆送信、表示、配信、編集、加工、変更その他本サービスの提供に必要な利用について、あらかじめ必要な権利処理、許諾取得、承認取得その他必要な手続を完了させるものとする。
3. 当社は、契約者が前項に違反すると判断した場合、契約者に対し契約者情報等の変更を求め又は自ら停止、情報の削除・変更を行うことができる。
4. 契約者情報等に起因し、又はこれに関連して、当社と第三者との間で生じた一切の紛争については、契約者が自己の費用と責任において誠実に対応する。但し、当社が当該紛争に対応した場合、当社は契約者に対し、当該紛争の解決のために要した費用全額（訴訟費用、弁護士費用などを含むがこれに限られない）を請求することができる。

第5条（禁止事項）

契約者は、契約者情報等に以下の各号に該当する情報（以下の各号に該当するおそれがあると当社が判断する情報を含む）を含めてはならない。

（1） 当社約款及び Google 関連規約等に違反するもの
（2） 事実と異なる情報又は真実性が疑わしいもの
（3） 消費者に誤認混同を生じさせるもの
（4） 不当景品類及び不当表示防止法、不正競争防止法その他関係法令に違反するもの
（5） 第三者の知的財産権等を侵害する表現又は内容を含むもの
（6） 第三者の名誉・プライバシー・肖像権その他の権利を侵害するおそれのある表現又は内容を含むもの
（7） 性的好奇心を煽るような情報又はグロテスクな情報その他利用者に不快感を与えるもの
（8） 当社が使用を認めない技術を使用して作成されたもの
（9） コンピュータウィルス、有害なプログラム等を含むもの
（10）その他当社が別途定める情報規定等において禁止するもの

第6条（料金の支払）

当社は、本サービスの料金（以下「利用料金」という）として、本申込書に記載された金額を上限とする従量課金の広告費を請求するものとする。なお、広告費の確定後において何らかの事由により Google 社による広告費の減

額がなされた場合であっても、当社は当該減額分を契約者に返金する義務を負わない。

第7条（キャンセル料）

本サービスの申込後に、本サービスの利用をキャンセルする場合、契約者は、キャンセル料として 20,000 円を当社の請求に従い、当社に支払う義務を負う。

第8条（本サービスの提供期間）

1. 本サービスの提供期間は、契約者が本申込書で選択した期間とする。なお、提供期間は、1日より末日までを1ヶ月として計算する。
2. 契約者が掲載の終了（本契約の解約）を希望する場合は、掲載終了日の 1 か月前までに当社の所定の手続きに従ってその旨を当社に届け出るものとする。

第9条（レポートの提供）

当社は、契約者に対し、Google から取得可能な範囲で、広告配信実績に関するレポートを当社所定の方法により提供する。レポートの提供時期、内容及び形式は当社が定めるものとし、当社は、レポートに記載された数値の完全性、正確性、即時性又は特定の成果を保証しない。

第10条　（Google による広告の拒否等）

契約者は、Google、Google の関連会社又はパートナーの判断により、広告の審査、不承認、削除、表示制限、配信停止、アカウント停止、本サービスに関連する機能・仕様の変更又は廃止が行われる場合があることをあらかじめ承諾する。当社は、これらに起因して契約者に生じた損害、広告効果の低下、未配信その他の不利益について責任を負わず、別途当社が認める場合を除き、利用料金の返還又は減額を行わない。

第11条　（契約者のデータの利用）

契約者は、当社が、本サービスの提供、広告配信、効果測定、請求、問い合わせ対応、Google 関連規約等の遵守その他本サービスに必要な範囲で、契約者に関する情報、広告配信情報、レポート情報、Google ビジネスプロフィールに関する情報その他本サービスに関連する情報を、Google、Google の関連会社、パートナーその他本サービスの提供に必要な第三者に提供する場合があることを承諾する。

第12条　（一時停止等）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を予告なく停止することができる。
   （1） 当社又は通信事業者等の設備の事故、災害、メンテナンス、バージョンアップその他技術的理由により本サービスの提供が不能又は困難なとき
   （2） Google のサービス、仕様変更等当社の責によらない事由により本サービスの提供が不能又は困難なとき
2. 当社は、契約者が本契約に違反した場合には、違反状態が解消されるまでの間、いつでも本サービスの全部又は一部を停止することができる。
3. 前二項の場合において、当社は、契約者に対する債務の履行遅滞又は不履行から免責され、これによるいかなる損害も負担しない。また、前二項の規定に基づき本サービスの提供を一時停止した場合であっても、当社は、利用料金を払い戻さず、また契約者は停止期間中も契約者の利用料金の支払義務を免れないものとする。

第 13 条（損害賠償）

1. 本約款で当社の損害賠償責任が免責されている場合を除き、本サービスに起因し又はこれに関連して、当社が契約者に対し負担する責任は、請求原因の如何を問わず、原因行為のための直接の結果として現実に発生した通常損害（予見可能性の有無にかかわらず特別損害、間接損害、逸失利益を含まない）の範囲に限られ、かつ、請求原因となった最初の行為が行われた日の30日前以降において利用者が当社に支払った金額の総額を上限とする。但し、当社に故意又は重大な過失が認められる場合はこの限りではない。
2. 前項に定める当社の賠償責任の定めは、債務不履行、不法行為その他法律構成の如何を問わず適用される。
3. 契約者又は役職員その他契約者の関係者が本約款に違反する行為により当社に損害を与えた場合、契約者は、当社に対し、その損害を賠償するものとする。
4. 契約者が第三者よりクレームや法的手続がなされた場合、契約者は、Google 及び当社を防御し、Google 及び当社に生じた損害を賠償する義務を負うものとする。

制定日　2026 年 10 月 27 日

改定日　2026 年 11 月 26 日